

箕面市介護予防・日常生活支援総合事業 報酬見直しにかかる説明会 令和3年3月

■説明会スケジュール■

- 3/23 ①午前10時～・②午後1時～・③午後6時～（実地開催）
3/26 ④午後1時～・⑤午後6時～（zoom開催）
3/29 ⑥午後1時～（実地開催）

■関連スケジュール■

- ①サービスコードの市HP掲載：3月下旬までを予定、マスタインタフェース掲載は4月下旬までを予定
②市HP、パンフ、サービス冊子での周知：4月以降を予定

**3/22現在の案
(未定稿)**

箕面市 健康福祉部 高齢福祉室

総合事業報酬見直し説明会

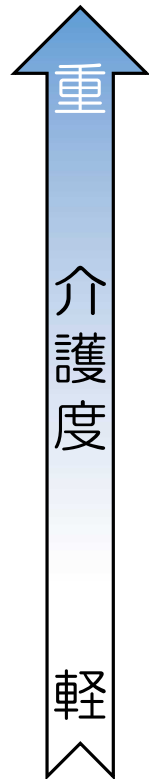
目次

見直しのポイント	3
本市の「総合事業」の報酬単価について	4
・訪問型サービス（訪問介護相当サービス）	6
・訪問型サービスA（緩和型サービス）	7
・通所型サービス（通所介護相当サービス）	8
・通所型サービスA（緩和型サービス）	9
・通所型サービスC（短期集中）	10
・介護予防ケアマネジメント費	11
支給限度額	12
処遇改善加算について	13
通所型サービスの送迎あり・なしの考え方について	14

総合事業報酬見直し説明会

見直しのポイント

令和3年4月の国の介護報酬の改定に合わせ、市が独自に単価を定める総合事業「緩和型サービス」（ヘルパー・デイ）等の報酬改定を行う。



対象者	分類	種別	事業
要介護5～ 要介護1	① 介護給付	施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
		居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護 ・通所介護 ・短期入所
		地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型共同生活介護 ほか
要支援2、 要支援1	② 予防給付	介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問看護 ・介護予防通所リハビリ ・介護予防居宅療養管理指導
		地域密着型介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ほか
事業対象者	③ 総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス（<u>従前相当・緩和型</u>） ・通所型サービス（<u>従前相当・緩和型</u> ・<u>短期集中型</u>）
自立者		一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業



本市の「総合事業」の報酬単価について

事業	区分	サービス名称	現行の報酬 (~R3.3)	改定後の報酬	加算
訪問型サービス (ヘルパー) 1単位10.84円	訪問介護相当サービス (国基準・報酬どおり)	訪問型サービスⅠ(週1回程度)	1,172単位/月	1,176単位/月	※国の基準に準ずる
		訪問型サービスⅡ(週2回程度)	2,342単位/月	2,349単位/月	
		訪問型サービスⅢ(週2回を超える程度)	3,715単位/月	3,727単位/月	
	緩和型サービス (国基準よりも緩和した、 市独自の基準・報酬)	訪問型サービスA(1時間程度)	224単位/回	225単位/回	(新設) 初回加算 153単位 介護職員処遇改善加算
通所型サービス (デイ) 1単位10.54円	通所介護相当サービス (国基準・報酬どおり)	通所型サービス1(週1回程度)	1,655単位/月	1,672単位/月	※国の基準に準ずる
		通所型サービス2(週2回程度)	3,393単位/月	3,428単位/月	
	緩和型サービス (国基準よりも緩和した、 市独自の基準・報酬)	通所型サービスA(半日・送迎あり) ※半日3~5時間、全日5時間以上	315単位/回	318単位/回	(新設) 介護職員処遇改善加算
		通所型サービスA (全日・送迎あり)	356単位/回	360単位/回	
		通所型サービスA (半日・送迎なし)	269単位/回	272単位/回	
		通所型サービスA (全日・送迎なし)	310単位/回	313単位/回	
短期集中型サービス	通所型サービスC	381単位/回	385単位/回		

区分	サービス名称	現行の報酬 (~R3.3)	改定後の報酬	加算
介護予防ケアマネジメント費 1単位10,84円	介護予防ケアマネジメント	431単位/回	438単位/回	初回加算 300単位 委託連携加算(新設) 300単位

地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託金額

項目	変更前 ~R3.3	変更後	変更後の特例措置 R3.4~R3.9
●介護予防支援			
基本部分	4,204円	4,272円	4,282円
初回加算部分	3,252円	3,252円	3,252円
委託連携加算部分	—	3,252円	3,252円
小規模多機能連携加算分	3,252円	廃止	廃止
●介護予防ケアマネジメント			
介護予防ケアマネジメントA	4,204円	4,272円	4,282円
介護予防ケアマネジメントA・初回	7,456円	7,524円	7,534円
介護予防ケアマネジメントA・委託連携	7,456円	7,524円	7,534円
介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	10,708円	10,776円	10,786円
介護予防ケアマネジメントC	4,204円	4,272円	4,282円

総合事業報酬見直し説明会

訪問型サービス(訪問介護相当サービス)

サービス内容	変更前 (~R3.3)	変更後	算定項目	算定単位
訪問型サービスⅠ	1,172単位	1,176単位 (+4単位)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1月につき
訪問型サービスⅡ	2,342単位	2,349単位 (+7単位)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1月につき
訪問型サービスⅢ	3,715単位	3,727単位 (+12単位)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1月につき

*加算は国の基準に準ずる。



新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、R3.9月末までの間、基本報酬の0.1%を上乗せします。

(上乗せ分のコードを設定します。)

- 変更後のサービスコード一覧やコロナ関連の特例措置の請求方法等については決まり次第、市HPに掲載します。(マスタインタフェースは4月末頃に掲載予定)
- 掲載ページ「箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業について(事業者向け情報)」
<https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/sougou/oshirase.html>

総合事業報酬見直し説明会

訪問型サービスA（緩和型サービス）

サービス内容	変更前 (~R3.3)	変更後	変更後の 特例措置 (R3.4~R3.9)	算定項目	算定単位
訪問型サービスA	224単位	225単位 (+1単位)	226単位 (+2単位)	事業対象者・要支援1・2（週2回が上限）	1回につき
<u>介護職員処遇改善加算 (※1)</u>	なし	新設 コード表参照	同左	事業対象者・要支援1・2	1月につき
<u>初回加算(※2)</u>	なし	153単位	同左	事業対象者・要支援1・2	初回

- ・訪問型サービスAは、1回1時間程度、ケアプランに位置付けられたサービスを提供するものです。
- ・サービス提供の前後に、自費サービスを提供する場合は、事前に広域福祉課と調整してください。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、R3.9月末までの間、基本報酬の0.1%を上乗せします。（基本単位数に1単位上乗せ。コードの変更はありません。）

※1 介護職員処遇改善加算の算定要件 →13ページ参照

※2 初回加算の算定要件

- ①利用者が過去2か月以上、当該事業所から訪問介護相当サービス、訪問型サービスAを受けていない場合
 - ②要介護者が要支援認定を受けた場合、又は認定期間終了後に事業対象者となった場合
- 注) 要支援者から事業対象者になった場合、又はその逆の場合は算定できません。

総合事業報酬見直し説明会

通所型サービス(通所介護相当サービス)

サービス内容	変更前 (~R3.3)	変更後	算定項目	算定単位
通所型サービス1 (週1回程度)	1,655単位	1,672単位 (+17単位)	要支援1、週1回程度のサービス利用が必要な事業対象者	1月につき
通所型サービス2 (週2回程度)	3,393単位	3,428単位 (+35単位)	要支援2、週2回程度のサービス利用が必要な事業対象者	1月につき

*加算は国の基準に準ずる。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、R3.9月末までの間、基本報酬の0.1%を上乗せします。

(上乗せ分のコードを設定します。)

総合事業報酬見直し説明会

通所型サービスA(緩和型サービス)

サービス内容	変更前 (~R3.3)	変更後	変更後の 特例措置 (R3.4~R3.9)	算定項目	算定単 位
通所型サービスA (半日・送迎あり)	315単位	318単位 (+3単位)	319単位 (+4単位)	週1~2回程度のサービス利用が必要な 事業対象者・要支援1・2	1回につき
通所型サービスA (全日・送迎あり)	356単位	360単位 (+4単位)	361単位 (+5単位)	週1~2回程度のサービス利用が必要な 事業対象者・要支援1・2	1回につき
通所型サービスA (半日・送迎なし)	269単位	272単位 (+3単位)	273単位 (+4単位)	週1~2回程度のサービス利用が必要な 事業対象者・要支援1・2	1回につき
通所型サービスA (全日・送迎なし)	310単位	313単位 (+3単位)	314単位 (+4単位)	週1~2回程度のサービス利用が必要な 事業対象者・要支援1・2	1回につき
<u>介護職員処遇改善加算(※)</u>	なし	新設 コード表参照	同左	事業対象者・要支援1・2	1月につき

*半日3~5時間、全日5時間以上

*送迎あり・なしの考え方については、14ページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、R3.9月末までの間、基本報酬の0.1%を上乗せします。(基本単位数に1単位上乗せ。コードの変更はありません。)

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件 →13ページ参照

総合事業報酬見直し説明会

通所型サービスC(短期集中型サービス)

サービス内容	変更前 (~R3.3)	変更後	変更後の 特例措置 (R3.4~R3.9)	算定項目	算定単位
通所型サービスC	381単位	385単位 (+4単位)	386単位 (+5単位)	週1~2回程度のサービス利用が必要な 事業対象者・要支援1・2	1回につき
<u>介護職員処遇改善加算(※)</u>	なし	新設 コード表参照	同左	事業対象者・要支援1・2	1月につき

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、R3.9月末までの間、基本報酬の0.1%を上乗せします。(基本単位数に1単位上乗せ。コードの変更はありません。)

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件 →13ページ参照

総合事業報酬見直し説明会

介護予防ケアマネジメント費

※介護予防支援に準ずる

サービス内容	変更前 (~R3.3)	変更後	変更後の 特例措置 (R3.4~R3.9)	算定項目	算定単位
介護予防ケアマネジメント費	431単位	438単位 (+7単位)	439単位 (+8単位)	事業対象者・要支援1・2	1月につき
初回加算	300単位	300単位 (改定なし)	同左	事業対象者・要支援1・2	1月につき
委託連携加算(※)	なし	新設 300単位	同左	事業対象者・要支援1・2	1月につき
小規模多機能連携加算	300単位	廃止			

※委託連携加算

介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日が属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

◆介護予防ケアマネジメント委託料（地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託金額）

項目	変更前（~R3.3）	変更後	変更後の特例措置（R3.4~9）
介護予防ケアマネジメントA	4,204円	4,272円	4,282円
介護予防ケアマネジメントA・初回	7,456円	7,524円	7,534円
介護予防ケアマネジメントA・委託連携	7,456円	7,524円	7,534円
介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	10,708円	10,776円	10,786円

総合事業報酬見直し説明会

支給限度額

介護度	変更前	変更後	内容	算定単位
総合事業対象者	50,320円	変更の有無 については 未定	特別な対応が必要と特に認められる場合は 要支援2相当とする	1月につき
要支援1	50,320円			1月につき
要支援2	105,310円			1月につき

*介護職員処遇改善加算、特定介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

*訪問介護相当サービスについて、「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」にかかる減算適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。

*通所介護相当サービスについて、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」にかかる減算適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。

*通所型サービスAについて、「送迎なし」（同一建物に居住又は通う場合）のコードを適用する場合は、支給限度基準額の算定の際は、「送迎あり」の単位数を算入することとします。

処遇改善加算について

サービス名称	算定項目	現行	改訂後	算定要件
訪問型サービス 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の137/1000加算 ----- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の100/1000加算 ----- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の 55/1000加算	訪問介護相当 サービスのみ	訪問型サービス Aを追加 （単位数は別紙）	1月につき
通所型サービス 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の 59/1000加算 ----- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の 43/1000加算 ----- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の 23/1000加算	通所介護相当 サービスのみ	通所型サービス A・Cを追加 （単位数は別紙）	1月につき

介護職員処遇改善加算の算定要件

加算Ⅰ：キャリアパス要件（※）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全て＋職場環境等要件を満たすこと

加算Ⅱ：キャリアパス要件（※）Ⅰ及びⅡ＋職場環境等要件を満たすこと

加算Ⅲ：キャリアパス要件（※）ⅠまたはⅡ＋職場環境等要件を満たすこと

※ キャリアパス要件

Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること

Ⅱ…資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること

Ⅲ…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること

【加算の算定要件の確認と申請】

算定を受ける年度ごとに広域福祉課へ①の届出が必要です。詳細は市HPに掲載します。

①介護職員処遇改善計画書

通所型サービスの送迎あり・なしの考えかたについて

【通所介護相当サービス】

- 通所型サービス事業所と同一の建物に居住又は同一の建物から通う者にサービスを行う場合は、同一建物減算の対象

【通所型サービスA】

- 片道だけでも送迎した場合は「送迎あり」
- 往復とも送迎しなかった場合は「送迎なし」
- 通所型サービスA事業所と同一の建物に居住又は同一の建物から通う者にサービスを行う場合は「送迎なし」

ケアプランに基づき算定しますが、例えば「送迎あり」にしているが実際は家族が送迎を行っている、など実績と異なる場合は、定期的にケアプランの見直しを行ってください。